

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	入間郡三芳町大字上富字東永久保二 一五三番二地先から同郡同町大字上 富字吉拓三〇二番二地先まで
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備 考	令和五年三月三十一日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第十号で告示した道路予定 区域の供用開始である。延長 一、三三五・〇四メートル